改正個人情報保護法 施行に向けた 個人データ利活用の



留意点 ~研究開発の場面を例に

2017 3 15 日本橋 [Wed] 14:00 - 17:00 (13:30 受付開始)

参加費(税抜)

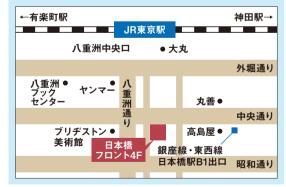
¥10.000

※ビジネスロー・ジャーナル定期購読者(企業)、Lexis AS ONE 利用企業は¥9,000(税抜)にてご参加いただけます。

🔒 会場 / アクセス

株式会社アビタス八重洲校 セミナールーム 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント4F

- ・東京メトロ銀座線・東西線日本橋駅B1出口徒歩3分
- · JR東京駅八重洲中央口徒歩8分



▶ お申し込みはWEBサイトから

レクシス セミナー 検索 http://www.lexis-seminar.jp/

昨今、ビックデータに代表されるように、個人情報を含む各種データの利活用は益々重要性を増しています。こうした社会動向に対応すべく、改正個人情報保護法では匿名加工情報が創設され、情報の利活用を促進する方向での改正がされました。一方で、要配慮個人情報の新設など幾つかの点では規制が強化されています。今後は、こうした各種の規制に適切に対応しつつ、種々のデータを利活用することが重要です。

本セミナーでは、研究開発の場面に焦点をあて改正個人情報保護法を解説し、 具体例を交えて留意すべき事項を考えていきます。

プログラム

- 1. 研究開発の場面で特に留意すべき個人情報保護法の規制
 - ・「個人情報」とは何か
 - ・定義の複雑化と具体的影響
 - ・その他の個人情報に関する問題~プライバシー権や肖像権を巡る留意事項
- 2. 個人情報を含む各種のデータの利活用の可能性
 - ・第三者と個人情報を共有して利活用する際に留意すべき事項
 - ・匿名加工情報の現時点での可能性
- 3. 共同研究開発と個人情報の取扱い
 - ・改正を踏まえた、共同研究契約の実務と契約の考え方
- 国際連携、産学連携の場合の留意事項

講師略歴

弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士

黒田 佑輝 氏



2008年大阪大学法科大学院修了、2009年弁護士登録。 2015年University of California, Berkeley, School of Law (LL.M. with Law & Technology Certificate) 修了。知的 財産、個人情報、研究開発関連の各種法分野に関連する業務 を行う。著書・論文「共同研究開発契約ハンドブック一実務 と和英条項例」(オープン・イノベーション・ロー・ネット ワークとして共著)別冊NBL(2015年)、「アメリカにお ける医療情報・健康情報の利活用を支える保護制度(上) (下) 一HIPAAを中心とする保護制度の概説と事例」NBL (2016年)ほか

問合わせ先 レクシスネクシス・ジャパン株式会社 セミナー担当

TEL: 03-5561-3654 E-mail: seminar@lexisnexis.co.jp

主 催 大江橋法律事務所

